

宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成18年度第1四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成18年8月4日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
地方機関	
総務部	
消防学校	6月30日
環境生活部	
動物愛護センター	6月30日
消費生活センター	4月26日
保健福祉部	
総合衛生学院	5月25日
高等看護学校	6月30日
子ども総合センター	4月26日
大崎地域子どもセンター（旧古川地域子どもセンター）	6月6日
石巻地域子どもセンター	6月15日
女性相談センター	6月29日
さわらび学園	5月12日
視覚障害者情報センター（旧点字図書館）	6月2日
拓桃医療療育センター	6月16日

産業経済部

計量検定所	6月30日
松島公園管理事務所	4月27日
仙台高等技術専門校	5月31日
石巻高等技術専門校	6月9日
宮城障害者職業能力開発校	6月26日
仙台家畜保健衛生所	6月9日
内水面水産試験場	6月5日
土木部	
塩釜港湾事務所	5月24日
東部下水道事務所	5月29日
仙台地方ダム総合事務所	6月15日
大崎地方ダム総合事務所	6月20日
教育庁	
大河原教育事務所	6月12日
大崎教育事務所（旧古川教育事務所）	6月15日
栗原教育事務所	5月18日
南三陸教育事務所（旧志津川教育事務所）	4月26日
教育研修センター	6月9日
特殊教育センター	6月30日
泉が岳自然の家	6月28日
志津川自然の家	4月26日
松島自然の家	4月27日
仙台第二高等学校	5月26日
塩釜高等学校	5月24日
白石高等学校	5月25日
石巻高等学校	5月18日
古川高等学校	6月20日

築館高等学校	6月 6日
気仙沼高等学校	5月17日
第一女子高等学校	5月26日
塩釜女子高等学校	5月31日
名取高等学校	5月17日
飯野川高等学校	5月16日
涌谷高等学校	5月24日
登米高等学校	5月18日
中新田高等学校	5月30日
女川高等学校	5月18日
泉松陵高等学校	6月 1日
宮城野高等学校	5月25日
蔵王高等学校	5月25日
黒川高等学校	5月31日
加美農業高等学校	5月30日
小牛田農林高等学校	5月24日
工業高等学校	6月16日
石巻工業高等学校	6月 8日
大河原商業高等学校	5月17日
鹿島台商業高等学校	5月31日
一迫商業高等学校	5月16日
ろう学校	5月12日
気仙沼養護学校	5月19日
利府養護学校	6月 1日
迫養護学校	5月16日
警察本部	
仙台中央警察署	6月15日
仙台南警察署	6月 6日

仙台北警察署	6月15日
仙台東警察署	6月7日
泉警察署	6月14日
石巻警察署	6月1日
塩釜警察署	6月7日
大河原警察署	5月30日
岩沼警察署	6月6日
白石警察署	5月30日
大和警察署	6月14日
河北警察署	6月1日

## 2 監査結果

平成17年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

その結果は別紙「平成18年度第1四半期宮城県警察定期監査の状況」のとおりです。

### 記

#### (1) 大崎地域子どもセンター（旧古川地域子どもセンター）

民生費負担金において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力が見られるものの、収入未済が増加し、多額となっているので、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

#### （内容）

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	5,119,970円
過年度分	13,828,020円
合計	18,947,990円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分	4,796,160円
過年度分	13,504,330円

合 計 18,300,490円

(2) 宮城障害者職業能力開発校

入寮者負担金において、調定遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

(内容)

入寮者負担の食事代及び光熱水費を毎月徴収していたにもかかわらず、年度末に一年分を一括調定し、収入としていたもの。

- ・金額 1,583,910円
- ・調定すべき日 毎月(入寮者自己負担金徴収時期)

(3) 拓桃医療療育センター

診療報酬医事業務委託業者の元派遣社員による患者一部負担金の着服が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

(内容)

- ・委託業者の元派遣社員が、患者から正規の自己負担金を受領した後に、診療報酬データを改ざんするなどし、県に対して虚偽の報告を行ったことにより、受領額の差額又は全額を着服していたもの。
- ・県が開発し稼働している診療報酬システムの運用と医事事務を業者に委託していたところ、委託業務を監督する県職員が行うべき、現金の出納管理及び派遣職員の業務管理が十分に行われていない状況にあったもの。

県が被った損害額 5,669,740円

(対象期間：平成14年4月～平成18年2月)